

茨城県児童福祉施設長会 倫理綱領

平成19年12月5日制定

茨城県児童福祉施設長会（以下、「本会」という。）は、本会を構成する全施設の施設長及び職員（以下、「私たち」という。）が、児童福祉法等の関係法令を遵守し、児童憲章に明文化された理念に基づき、子どもたちの安全、安心、安定した生活を保障することを誓い、ここに倫理綱領を定めます。

児童憲章

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

第1 子ども尊厳

私たちは、子ども一人ひとりの個性を尊重し、この世でただ一人存在する価値あるかけがえのない人として大切にします。

第2 子どもの権利擁護

私たちは、子ども一人ひとりの成長発達及び平等を保障し、いかなる差別・虐待などの権利侵害も行わず、その権利を擁護します。

第3 子どもの自立と自己実現

私たちは、子ども一人ひとりの主体性を尊重し、施設での生活を通してその自立

を支援するとともに、子どもの将来において、自己実現を達成でき、より健康で文化的な生活が実現できるよう努めてまいります。

第4 子どもプライバシーの尊重

私たちは、子ども一人ひとりのプライバシーを尊重するとともに、職務上知り得たあらゆる個人情報には適正な取り扱いをし、他に漏らしません。

第5 懲戒権乱用の禁止

私たちは、子ども一人ひとりの人格を尊重し、いかなる場合においても、体罰等によって心身に苦痛を与えたり、人格を辱めるなどの不適切な行為は、一切行いません。

第6 職員の専門性の向上

私たちは、職場におけるチームワークと、地域や関係機関との連携を大切にし、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の一層の向上に努めます。

第7 施設運営の透明性の確保

私たちは、公共性・公益性を求められる職務に携わる者としての自覚を持ち、関係法令等を遵守し、施設の運営の透明性を確保するとともに、施設運営の全てにおいて説明責任を果たしてまいります。